2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である熊本県は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は同条第２項の指定区間に指定されており、同項の規定により指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

白川は、熊本県阿蘇郡高森町に位置する根子岳を水源とし、支川の黒川と合流しながら熊本平野を貫流して有明海に注ぐ幹川流路延長74㎞、流域面積480㎢に及ぶ河川である。

白川は、その流域に熊本市の市街地等を擁する治水上重要な河川であるが、上流部は年平均降水量が約3,250㎜に達する多雨地域であり、中流部は河床勾配が急で、下流部では川幅が狭小であることから、過去の洪水によりたびたび被害が発生している。昭和28年６月には、白川流域で既往最大の洪水に見舞われたほか、近年では、平成２年７月の梅雨前線に伴う豪雨で、死者・行方不明者14名、全半壊家屋146戸、一部破損家屋250戸、床上浸水家屋1,614戸及び床下浸水家屋2,200戸、平成24年７月の九州北部豪雨で全半壊家屋183戸、床上浸水家屋2,011戸及び床下浸水家屋789戸の甚大な被害が発生している。

白川水系の治水対策は、平成12年12月に白川水系河川整備基本方針が、平成14年７月に白川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、熊本県管理区間における整備計画目標流量1,500㎥／秒を流下させることを目標としており、平成24年７月の九州北部豪雨により甚大な家屋浸水被害が発生したことから、現在、河川激甚災害対策特別緊急事業として、河岸掘削等の改修工事を進めているところである。

本件事業は、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、地域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年７月に任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令等で定められている規制基準を満足するとされており、さらに、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺住民の生活環境への影響を極力小さくすることとしている。

また、起業者が平成27年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物であるハヤブサ、オオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているニホンウナギ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、コガタノゲンゴロウ、マシジミ、マルタニシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているハクチョウゲ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタイワンスゲ、キンラン、コギシギシ、キセワタ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を平成27年10月に予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境等が広く残されることなどから影響は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されると予測されている。

主な保全措置としては、ニホンウナギ、コガタノゲンゴロウ及びマシジミについては、工事の施工により発生する濁水の影響を受ける可能性があることから、濁水流出防止対策を講ずることとしている。コギシギシ及びキセワタについては、工事により直接改変される箇所で確認された場合は、移植等の措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在している。このうち３箇所については、熊本県教育委員会との協議の結果、発掘調査は不要とされている。起業者は、残る11箇所についても、同教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として河岸掘削等により河道を改修する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、拡幅＋河床掘削案（以下「申請案」という。）と、拡幅案及び河床掘削案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、他案に比べ支障物件、用地取得面積及び環境に与える影響は中位であるものの、締切等の規模が小さいこと、出水時期に施工可能な工事があり工事施行期間が短くなることから施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、地域住民の生命及び財産を保護するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、熊本市長を会長とする白川改修・立野ダム建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県熊本市東区役所及び同市北区役所